

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

いの町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

高知県吾川郡いの町

3 地域再生計画の区域

高知県吾川郡いの町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の総人口は、1950（昭和 25）年の 37,817 人をピークに減少傾向に転じ、2015（平成 27）年には 22,767 人となった。今後も減少傾向は続き、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040（令和 22）年には 14,737 人、2060（令和 42）年には 9,075 人になると推計されている。

年齢 3 区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14 歳）は、2015（平成 27）年では 2,257 人だったが、2020（令和 2）年には 1,821 人となり、生産年齢人口（15～64 歳）は、2015（平成 27）年では 12,326 人だったが、2020（令和 2）年には 10,519 人となり、老人人口（65 歳以上）は、2015（平成 27）年では 8,105 人だったが、2020（令和 2）年には 8,281 人となった。

社会動態については、2011（平成 23）年から 2014（平成 26）年の間で 749 人社会減であったものが、地方創生の取組みを始めた 2015（平成 27）年から 2018（平成 30）年の間で 662 人社会減まで抑制することができた。特に移住促進においては、2014（平成 26）年度 8 人、2015（平成 27）年度 21 人、2016（平成 28）年度 22 人、2017（平成 29）年度 15 人、2018（平成 30）年度 50 人と移住者数が推移しており、一定効果が出ている。しかし、自然動態については、2011（平成 23）年から 2014（平成 26）年の間で出生数 496 人、死亡者数 1498 人、自然減 1002 人であったものが、2015（平成 27）年から 2018（平成 30）年の間で出生数 441 人、死亡者数 1380 人、自然減 939 人となり、十分な効果が得られていない。合計特殊出

生率は2009（平成21）年の1.05を底に、緩やかな回復傾向にあるものの2015（平成27）年には1.38となり、依然として低い状況にある上、子育て世代の流出や非婚化・晩婚化の影響によるものと考える。

老人人口（65歳以上人口）の割合が、年少人口（0歳～14歳人口）よりも2倍以上も高い本町の人口構造を考えると、この構造を大きく変えるには、相當に長い期間を要することから、今後も人口減少は避けがたいものとなっている。

こうした状況下において、人口減少による負の連鎖を克服するためには、若者が地域に残ることができるよう、産業の振興を図り、雇用を創出することが重要であることから、町振興計画に掲げた施策を着実に推進していくことを念頭に、『① 産業活性化と安定した雇用を創出する』ことに取り組んでいく。

また、本町の人口ピラミッドの構成上、生産年齢人口の減少も当面の間、避けがたい状況にあり、事業を拡大するためにも中核人財や第一次産業の担い手、事業承継者などの人財が町内、県内だけでは十分に確保できない状況にある。

こうした状況を克服し、本町経済を活性化していくためには、外から多くの人財を呼び込むことが、克服に向けた一つの対策である。この人財が活躍することで、さらに売り上げの増加や事業の拡大が図られ、そのことにより雇用がさらに創出されるといった好循環が生まれる。

移住定住促進、特に、人財誘致の取り組みについて、顕在化している地域ニーズに加えて、まだ顕在化していない地域の活性化に必要なニーズを掘り起こし、『② 新しい人の流れをつくる』の取り組みを推進する。

①、②の相乗効果によって生まれる好循環は、結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう環境を整えることで持続的なものとなる。

結婚や子育てを希望しながらも経済的な問題や仕事と育児の両立が難しいなどといったさまざまな事情により、その希望を断念せざるを得ない方が数多く存在する。

急速に進行する少子化の流れを変えるためには、結婚や子育ての希望

がかない、しごとと育児の両立を楽しみながら生活することが重要であることから、『③ 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、女性の活躍の場を拡大する』の取り組みを推進する。

併せて、結婚や出産・育児など、さまざまなライフステージを迎える女性が希望に応じて働き続けられることに加え、男性も育児に参加しやすい環境を整えることなど一体的に進めていく。

①、②、③の取り組みが大きな流れとなり、一層の好循環をもたらすためには、「まち」に活力を取り戻し、町民が安心して暮らすことができる社会環境をつくり出すことが重要である。

人口減少、少子高齢化といったことは、町全体で進行しており、多くの集落の存続が危惧されている。

人々の生活やコミュニティを守るとともに地域外の人財も積極的に関与できる環境を整え、産業の振興、地域おこしを展開しつつ、若者流出を食い止め、まちに活力を取り戻す取組を継続的に実施していることから、『④ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる』の取り組みを推進する。

この4つを地方創生に向けた本町の基本的な考え方とし、本計画期間における基本目標として、人口減少、少子高齢化に歯止めをかける。

【数値目標】

5－2の ①に掲げ る事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和6年度)	達成に寄与 する地方版 総合戦略の 基本目標
ア	農業産出額	5億3,043万円	5億5,573万円以上	基本目標 1
	原木生産量	3万6,933m ³	5万m ³ 以上	
	製造品出荷額等	304億円	341億円以上	
	主要観光施設等 の観光客入込数	376,709人	420,000人以上	
イ	人口の社会増減	H27～H30 年平均164人減少	R2～R6 年平均145人減少	基本目標 2
ウ	出生者数	H27～H30 年平均110人出生	R2～R6 年平均118人出生	基本目標 3
エ	中心市街地内商店街 新規開業事業所数※	2事業所	総数 7 事業所	基本目標 4
	集落活動センターの 開設数	2箇所	3箇所	
	あつたかふれあいセ ンター等の整備数	拠点2箇所 サテライト3箇所	継拠点2箇所 サテライト3箇所	

※2021 年度から実施した事業の効果検証に活用

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2のとおり。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

- いの町まち・ひと・しごと創生推進事業
- ア 産業活性化と安定した雇用を創出する事業
- イ 新しい人の流れをつくる事業
- ウ 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、女性の活躍の場を拡大する事業
- エ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる事業

② 事業の内容

ア 産業活性化と安定した雇用を創出する事業

認定農業者や新規就農者の育成、生活基盤の整備ややさしい有機農業の推進、地産地消の推進、農作物のブランド化・高付加価値化、農産物加工品の開発・商品化、農業経営の安定化と特色ある農業の推進、効率的・計画的な林内路網の整備、人財の確保及び育成、町産材の安定供給体制の構築、企業誘致活動の充実、雇用の長期安定・拡大及び所得の向上、地域產品の販路拡大支援、着地・滞在型観光の推進、新規就農者、林業従事者を目指す研修生への支援することによるしごとの創出事業。

【具体的な事業】

- 農業次世代人材投資資金事業・担い手支援事業
林業労働力確保育成支援事業
いの町空き店舗対策家賃補助助成事業 等

イ 新しい人の流れをつくる事業

いの町を移住先に選んでいただくための魅力発信、ふるさと納税や心の教育を通じた関係人口の創出・拡大、住宅の確保や移住専門相談員の配置といった移住者を受け入れる態勢の強化、中小企業の事業承継・中核人財確保の支援、町外からの「人財」「企業」の誘致など、新しい人の流れをつくる事業。

【具体的な事業】

- ふっくりハート育成推進事業

移住・創業支援相談員の配置
いの町空き店舗対策家賃補助助成事業 等

ウ 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、女性の活躍の場を拡大する事業

結婚、妊娠、出産、子育て、仕事と育児の両立等のライフステージの各段階に応じた切れ目のない対策を進め、安心して結婚・子育てできる環境づくりに向けた取組み、多様なニーズに対応した保育サービスや放課後の学びの場の充実、子育てしやすい職場環境づくりの促進など、女性の活躍の基礎となる、働きながら安心して子育てができる環境づくりといった、結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、女性の活躍の場を拡大する事業。

【具体的な事業】

独身者への出会いの機会の提供
地域子育て支援拠点事業
子ども・子育て支援事業・放課後子どもプラン推進事業
母子保健事業の充実 等

エ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる事業

中山間地域の維持・創生に向け、小さな拠点として「集落活動センター（地域の支え合いや活性化の拠点）」の整備促進や小規模で多機能な高知型福祉の支援拠点として、あったかふれあいセンターの整備・機能強化を図るとともに、地域の資源や特性を活かした産業づくり支援の促進、中心市街地内の商店街通りエリアのにぎわい創出を展開し、若者流出を食い止め、まちなかに活力を取り戻す取組みの推進強化を図り、ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる事業。

【具体的な事業】

集落活動センター推進事業
あったかふれあいセンター事業

商店街活性化町有地活用事業 等

※1 なお、詳細は第2期いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

※2 ただし、地域再生計画「四国西部エリア戦略型観光サービス創出事業」

の5-2③に位置付けられる事業を除く。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））

4の【数値目標】と同じ。

④ 寄附の金額の目安

45,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

毎年度8月末までにいの町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会を構成する有識者等や議会の参画を得ながら検証結果報告をまとめる。また、必要に応じていの町版総合戦略や今後の事業実施方針に反映させる。検証結果は町HPで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで